

## 東久留米市勤労市民共済会役員慶弔金支給規程

(目的)

第1 この規程は、東久留米市勤労市民共済会規約第15条に定める東久留米市勤労市民共済会役員の慶弔金支給に関し定めるものとする。

(支給区分)

第2 慶弔金の額は、別表のとおりとする。

2 東久留米市職員の役員は除外する。

(慶弔金の支出)

第3 慶弔金の支出は、東久留米市勤労市民共済会一般会計の「交際費」をもってこれに充てる。

付則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

### 1 弔慰金

対象	本人	備考
役員	10,000円	会長へ連絡